

令和6年度  
社会福祉施設等における感染症対策等研修会

## 1 保育所における感染予防・衛生管理に係る 基準・対策の要点について



2024年10月21日  
諏訪保健福祉事務所 福祉課

1

## 児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 (衛生管理等)

**第12条** 児童福祉施設は、入所者の使用する設備若しくは食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、規則で定める措置を講ずるよう努めなければならない。

(規則第1条の2)～職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的を実施することとする。

5 児童福祉施設は、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、その管理を適正に行わなければならない。

2024/10/21

2

## 【参考】「保育所における感染症対策ガイドライン」

感染症の基本から、予防対策、疑い時・発生時の対応、対策の実施事例、さらに具体的な感染症と主な対策、関係する書式までが1冊に収められています

現行は2018年改訂版で、随時修正・改訂され、R5.10修正版が本日時点で最新です

<https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/>  
保育所保育指針に続いて掲載されています

2024/10/21

3

## 感染源対策

明らかに発症している「患者」は大量の病原体を周囲に排出していることが多いため、別室で保育することや、**症状が軽減して一定の条件を満たすまでは登園を控えてもらうことが重要**

感染源となり得る感染者は、発症「患者」だけではなく、他の子どもや職員の中に「患者」と認識されないまま存在

- 潜伏期間中にすでに病原体が体外に排出されている場合
- 症状が認められなくなった後も長期間に渡って病原体が体外に排出されている場合
- 明らかな症状が見られない不顕性感染者、軽症の患者

→これらの点を常に意識（患者以外に誰が感染しているか特定できない）

2024/10/21

4

## 感染経路別対策

- ・飛沫感染
- ・空気感染（飛沫核感染）
- ・接触感染
- ・経口感染
- ・血液媒介感染
- ・蚊媒介感染

複数の感染経路あり

2024/10/21

5

## <飛沫感染>

細菌：A群溶血性レンサ球菌、百日咳菌、インフルエンザ菌、肺炎球菌  
肺炎マイコプラズマ など

ウイルス：インフルエンザウイルス、RSウイルス

アデノウイルス、風しんウイルス、ムンプスウイルス、エンテロウイルス  
麻しんウイルス、水痘・帯状疱疹ウイルス、新型コロナウイルス など

新型コロナウイルス：飛沫感染、接触感染、エアロゾル感染

感染者の口や鼻から、咳、くしゃみ、会話等のときに排出される、ウイルスを含む  
エアロゾルと呼ばれる小さな水分を含んだ状態の粒子を吸入することにより感染

2024/10/21

6

## 飛沫感染つづき

- ・飛沫感染対策の基本は、病原体を含む飛沫を吸い込まないようにすること
- ・はっきりとした感染症の症状がみられる発症者には登園を控えてもらい、保育所内で急に発病した場合には別室で保育

※インフルエンザのように、明らかな症状が見られない不顕性感染の患者や症状が軽微であるため、医療機関受診にまでは至らない軽症の患者が多い感染症の場合には、発症者を隔離するのみでは、完全に感染拡大を防止することはできないことに注意

2024/10/21

7

## 飛沫感染つづき

- ・不顕性感染の患者等を含めて、全「感染者」隔離や、皆が2m距離の確保は現実的ではないため、飛沫感染する感染症が保育所内で流行することを防ぐことは容易ではない。流行を最小限に食い止めるためには、日常的に全員が咳エチケットを実施することが大切
- ・保育所等の子どもの集団生活施設では、職員が感染し知らない間に感染源となる場合もあり、職員の体調管理にも配慮

2024/10/21

8

## <空気感染（飛沫核感染）>

**[細菌]** : 結核菌 など

**[ウイルス]** : 麻疹ウイルス、水痘・带状疱疹しんウイルス など

- 空気感染する感染症のうち保育所で日常的に注意すべきものは、「麻疹」、「水痘」及び「結核」
- 対策の基本は「発症者の隔離」と「部屋の換気」
- 「結核」は排菌している患者と相当長時間空間を共有しないと感染しないが、「麻疹」や「水痘」の感染力は非常に強く、発症している患者と同じ部屋に居た者は、たとえ一緒に居た時間が短時間であっても、既に感染している可能性が高いと考えられる
- 「麻疹」や「水痘」では、感染源と同じ空間を共有しつつ感染を防ぐ有効な物理的対策はなく、ワクチン接種が極めて有効な予防手段

2024/10/21

9

## <接触感染>

**[細菌]** : 黄色ブドウ球菌、インフルエンザ菌、肺炎球菌、百日咳菌  
腸管出血性大腸菌 など

**[ウイルス]** : ノロウイルス、ロタウイルス、RSウイルス  
エンテロウイルス、アデノウイルス、風しんウイルス  
ムンプスウイルス、麻疹ウイルス、水痘・带状疱疹しんウイルス  
インフルエンザウイルス、伝染性軟属腫ウイルス  
新型コロナウイルス など

**[ダニ]** : ヒゼンダニ など

**[昆虫]** : アタマジラミ など

**[真菌]** : カンジダ菌、白癬菌 など

2024/10/21

10

## <接触感染>

保育所で特に注意する必要がある病原体は、

- 感染性胃腸炎の原因であるノロウイルスやロタウイルス
- 咽頭結膜熱や流行性角結膜炎の原因であるアデノウイルス
- 手足口病やヘルパンギーナの原因であるエンテロウイルス
- 伝染性膿痂しん（とびひ）の原因である黄色ブドウ球菌
- 咽頭炎等の原因である溶血性レンサ球菌

これらの病原体は身近な生活環境の下でも生存することが可能

2024/10/21

11

## 接触感染つづき

- 体の表面に病原体が付着しただけでは感染は成立しない
- 多くの場合は病原体の付いた手で口、鼻又は眼をさわって体内に病原体が侵入して感染が成立（例外：遊具を直接なめるなど）
- 最も重要な対策は手洗い等。適切な手洗いの手順に従い丁寧に手洗いすることが接触感染対策の基本であり、そのためには、全ての職員が正しい手洗いの方法を身につけ、常に実施する必要がある。乳幼児の集団生活施設では、子どもの年齢に応じ手洗いの介助や適切な手洗いの指導が大切
- タオルは共用不可＝ペーパータオル使用が理想的  
→常用が困難な場合、ノロウイルス、ロタウイルス等による感染性胃腸炎が保育所内で発生している期間中に使用

2024/10/21

12

## 接触感染つづき

- 固形石けんは液体石けんと比較し、保管時に不潔になりやすい
- 消毒には適切な「医薬品」及び「医薬部外品」を使用。嘔おう吐物、下痢便、患者の血液等の体液が付着している箇所については、それらを取除き適切に処理した後に消毒。嘔おう吐物等が残っていると消毒効果が低下。消毒は患者が直接接触した物を中心に行う
- 健康な皮膚は強固なバリアとして機能するが、傷等がある場合、そこから侵入、感染する場合あり。  
→皮膚に傷等がある場合は、その部位を覆うことが対策の一つ

2024/10/21

13

## <経口感染>

- [細菌]** : 腸管出血性大腸菌、黄色ブドウ球菌  
サルモネラ属菌、カンピロバクター属菌、赤痢菌  
コレラ菌 など
- [ウイルス]** : ロタウイルス、ノロウイルス、アデノウイルス  
エンテロウイルス など

2024/10/21

14

## 経口感染

- 食材の衛生的な取扱い・適切な温度管理、病原微生物が付着・汚染している可能性のある食材の十分な加熱が重要
- 魚貝類、鶏肉、牛肉等には、ノロウイルス、カンピロバクター属菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌等が付着・汚染している場合があり、生・加熱不十分で食した食中毒が発生
- サラダ、パン等の調理過程で加熱が少ない食材にノロウイルス等が付着する例もあり
- 調理器具の適切な洗浄・消毒（生肉等を取り扱った後の調理器具でその後の食材を調理しない）
- ノロウイルス、腸管出血性大腸菌等では、不顕性感染者が罹患に気付かないまま病原体を排出している場合あり →手指の衛生管理・体調管理が重要

2024/10/21

15

## <血液媒介感染>

- [ウイルス]** : B型肝炎ウイルス（HBV）、C型肝炎ウイルス（HCV）、ヒト免疫不全ウイルス（HIV） など
- 子どもや職員の皮膚に傷ができたなら、できるだけ早く傷の手当てを行い、他の人の血液や体液が傷口に触れないようにする
- ひっかき傷等は流水できれいに洗い、絆ばん創膏やガーゼできちんと覆う
- 子どもの使用するコップ・タオル等には唾液等の体液が付着する可能性があるため、共有しない
- 保育所の職員が、子どもたちの年齢に応じた行動の特徴等を理解し、感染症対策として血液及び体液の取扱いに十分に注意して、使い捨ての手袋を装着し、適切な消毒を行う

2024/10/21

16

## ＜蚊媒介感染＞

ウイルス：日本脳炎ウイルス、デングウイルス  
チクングニアウイルス など  
原虫：マラリア など

- ・溝の掃除により水の流れを良くして水たまりを作らないようにする、植木鉢の水受け皿や古タイヤを置かないように工夫する など
- ・緑の多い木陰、やぶ等、蚊の発生しやすい場所に立ち入る際には、長袖、長ズボン等を着用し、肌を露出しない

2024/10/21

17

## 感受性対策（予防接種等）

園児だけでなく、職員（実習学生含む）も

## 健康教育

園児（子ども）自身・保護者

## 衛生管理

施設内外（消毒薬の適正使用）・職員の衛生管理

2024/10/21

18

## 感染症・食中毒発生時の報告

### 【報告基準】

ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が、1週間以内に2名以上発生した場合

イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が、10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

ウ 上記ア、イに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

※特に麻疹や風疹等に感染した幼児等がいる場合は速やかにご相談ください

エ 保育所においては、上記アからウのどれにも該当しない場合であっても、インフルエンザ様疾患の場合で、臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休園）の対応を行った場合

2024/10/21

19

## 【参考】感染症・食中毒発生時の報告様式

◎ 諏訪保健福祉事務所ホームページをご参照ください

<https://www.pref.nagano.lg.jp/suwaho/gyomu/fukushi/ha-tsei.html>

報告は、保健福祉事務所 及び、市町村保育担当課へ、お願いします

ご静聴ありがとうございました

2024/10/21

20